

様式第1号（第4条、第7条関係）

○○年度鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業計画（報告）書

1 事業実施者

実施団体の法人等種別及び名称	
当該団体の主たる活動内容、事業内容 ・事業種別	
鳥取県内での主たる活動場所	東部・中部・西部・全域

※法人格を有する団体以外で申請を希望する場合は、事前に本補助金の所管課に補助対象者としての適否の確認を依頼すること。

2 事業計画

	実施時期	実施場所	受講対象者	受講（予定）人数	研修内容 (講師、テーマなど)
1					
2					

※必要に応じて行を追加し、研修会ごとに記載すること。

※同内容の分かる別紙等の添付でも可。

3 他の補助金の活用有無

他の補助金の活用 の有無	有・無	補助金名	
事業内容		当該補助金にかかる問い合わせ先	

(注) 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い

	区分	該当する欄のいずれかに○をしてください。
一般課税事業者	収入に占める特定収入割合が5%以内	
	収入に占める特定収入割合が5%を超えている	
簡易課税事業者		
免税事業者（消費税の申告義務がない）		

5 添付書類

<交付申請時>

- ・補助金申請額内訳書（別紙1-1）
- ・経費内訳計画書（別紙1-2）

<実績報告時>

- ・補助金精算額内訳書（別紙2）
- ・経費内訳実績報告書（別紙1-2）
- ・経費内訳実績報告書（別紙1-2）の支払金額を確認できる書類の写し（領収書等）

別紙1－1

鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金申請額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の実支出予定額 A	寄付金その他の収入見込額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	算定基準額 (CとDのいずれか低い方の額) E	県補助所要額 (千円未満の端数切捨て) F
ヤングケアラー支援に関する研修事業				80,000		

(記載上の注意)

- 1 F欄には、E欄と同額を記入すること。（ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切捨てた額を記入すること）

別紙1－2

経費内訳計画（実績報告）書

研修会名称_____

科目	支出（予定）額	積算内訳
合計		

※様式第1号に記載の研修会ごとに作成すること。

※複数回構成の研修については1枚にまとめて記載してもよい。

※実績報告時は、本書に記載の支出金額を確認できる書類の写しを提出すること。（領収書等）

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金收支予算（決算）書

収入の部

(単位:円)

収入区分	予算（決算）額	摘要
計		

支出の部

(単位:円)

支出区分	予算（決算）額	摘要
計		

別紙2

○○年度鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金精算額内訳書

(単位：円)

事業名 A	補助対象 経費の 実支出額 B	寄付金そ の他の收 入見込額 C	差引額 (A-B) D	補助 基準額 E	算定 基準額 (CとDの いずれか 低い方の 額) F	県補助 所要額 (千円未 満の端数 切捨て) G	交付 決定額 H	県補助 確定額 (FとGの いずれか 低い方の 額) I	受入済額 J	差引 過不足額 (I-H) J
ヤングケ アラー支 援に關す る研修事 業			80,000							

(記載上の注意)

- 1 F欄には、E欄と同額を記入すること。（ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切捨てた額を記入すること。）

様式第3号（第5条関係）

年　　月　　日
様

職　　氏　　名

〇〇年度鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業」とし、その内容は、・
・
・
・
・
とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、
・
・
・
・
とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日付第20220001361号子育て・人財局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

様式第4号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

住 所
氏 名

(団体にあっては、団体名称及び代表者氏名)

〇〇年度鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県ヤングケアラー支援
に関する研修事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

1 施設、団体等の種類及び名称

2 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金返還相当額)

金 円

4 添付書類

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳及び確定申告書の写し